

## 《論 説》

## 「文明」からみた東アジアと国際法の出会

——清朝末期における複数の〈優勢な視点〉の衝突を例として——

鈴 木 淳 一

目次

はじめに

- 1 清朝末期における〈優勢な視点〉としての〈一統垂裳の伝統的秩序〉
- 2 西洋の衝撃—複数の〈優勢な視点〉の衝突
- 3 清による対応の例Ⅰ—中体西用による驅外・封じ込めの試み（洋務期）
- 4 清による対応の例Ⅱ—康有為らによる戊戌維新（変法期）
- 5 〈一統垂裳の伝統的秩序〉の限界—「瓜分の危機」と「教案問題」
- 6 義和団事件—〈国際法における欧州中心主義〉の受容の契機
- 7 光緒新政—〈一統垂裳の伝統的秩序〉の否定

おわりに—まとめと今後の課題

## はじめに

清が1840年のアヘン戦争によって西洋の武力に直面し西洋との外交と貿易に巻き込まれることを余儀なくされた時、清を中心とした東アジアには、西洋の主権国家秩序とは異なる伝統的な儒教秩序が存在していた。しかも同秩序は、清の国内外での様々な困難にもかかわらず、1911年の辛亥革命と1912年の宣統帝の退位によってその終焉を迎えるまで、実に70年以上の期間にわたり続いた。清の場合、アヘン戦争から清朝が終焉を迎えるまでに、そこに生まれ住む大多数の人々が入れ替わるほどの期間を要したこととなる。

清が近代国家概念や国際法の必要性を受容する過程と一般に理解されているこの期間は、清という非西洋文明社会が、西洋文明を強要され受容する過程と

みなすこともできる。清に対する受容・強制の過程で、清の人々、特に社会秩序を維持してきたエリートの世界の見方や考え方は大きく変化したと考えられる。

本稿では、複数の文明を分類し、その変遷を記述するために〈優勢な視点〉(dominant perspective) という分析枠組みを用いて、19世紀の中国が直面した状況を分析する<sup>1)</sup>。本稿において、〈優勢な視点〉とは、①ある特定の社会を想定し、その社会がどのような秩序であるべきかに関する、当該社会で共有された支配的な見方であり、②同視点が特にエリートに共有されることによって、同視点に従って社会が現実形成されるものを意味する。一般に〈優勢な視点〉は様々な側面(概念)から構成されると考えられるが、西洋の秩序観と清の秩序観の衝突を分析するという本稿の興味関心からすれば、①対内秩序に関する側面、②対外秩序に関する側面、また、③対内外の秩序観を支えるイデオロギーとしての一般的な社会秩序観に関する側面の三つが特に重要であると考えられる。

---

1) 〈優勢な視点〉については、拙稿『『文明』からみた19世紀の国際法——〈国際法における欧州中心主義〉の世界化を例として——』星野昭吉編著『グローバル化のダイナミクスにおける政治・法・経済・地域・文化・技術・環境』(テイハン、2018年)50-54頁を参照。本稿の〈優勢な視点〉の概念は、大沼によって提唱された「文際的視点」の概念に触発されている。〈優勢な視点〉の概念は19世紀に限定された固有な意味で用いており、大沼の「文際的視点」の概念とは区別されるが、大沼も国際法過程への参加者について、主権国家に限定されず、様々なアクターの関与を示唆している。ONUMA YASUAKI, INTERNATIONAL LAW IN A TRANSCIVILIZATIONAL WORLD (2017), at 187-192.

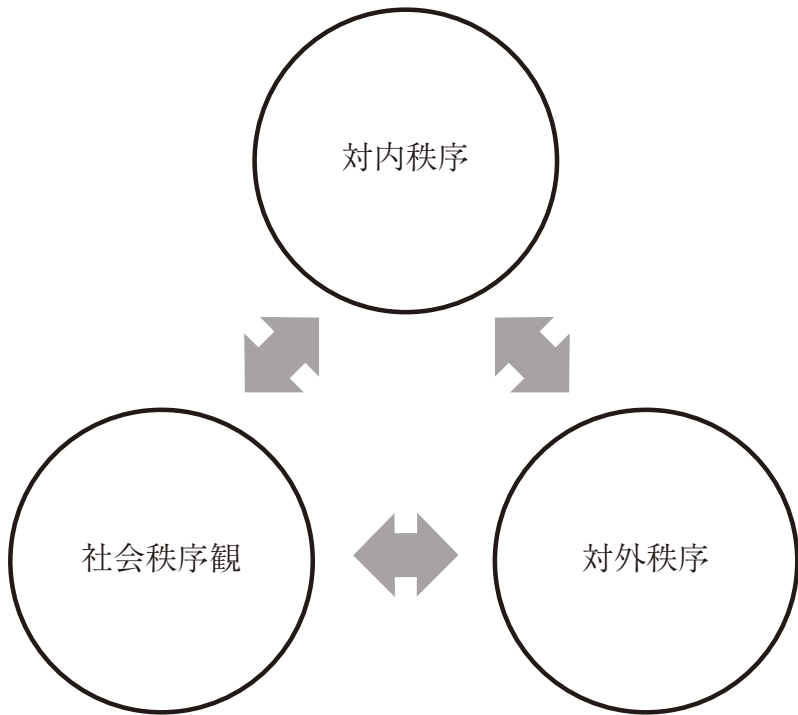


図1 <優勢な視点>を構成する三つの側面(概念)

著者は別稿において西洋の<優勢な視点>であった19世紀の<国際法における欧州中心主義>が世界化したことを論じ、同視点を構成する側面(概念)として、①主権国家の概念、②勢力均衡の概念、③文明国の概念を示した<sup>2)</sup>。「西洋の衝撃」に直面・対応した19世紀の清のエリートたちも、儒教を中心とした自らの秩序についての<優勢な視点>を有していたと考えられる。しかし清朝末期のエリートたちは、<国際法における欧州中心主義>と対峙する中で、自らの<優勢な視点>を変化させていった。本稿は、国内外の先行研究に依拠し

2) 拙稿・前掲注1) 50-54頁。

つつ<sup>3)</sup>、「西洋の衝撃」から清の滅亡へと至る歴史を通じて、清における〈優先な視点〉の変遷を記述しようとする試みである。

清朝末期については、伝統的に、(1)アヘン戦争以前、(2)アヘン戦争(1840-1842年)からアロー戦争(1856-1860年)へと至る西洋の衝撃の時代、(3)アロー戦争以降の1860年代前半から日清戦争(1894-1895年)の終わる1890年代前半までの洋務期、(4)日清戦争から戊戌の政変(1898年)に至る変法期、(5)義和団事件(1900年)から光緒新政を経て辛亥革命(1911年)と清朝の終焉(1912年)に至る時期に区分することが行われてきた。本稿でもこの伝統に従って時代区分を行う。

---

3) 本稿で用いた主な先行研究は次の通り。GERRIT W. GONG, *THE STANDARD OF 'CIVILIZATION' IN INTERNATIONAL SOCIETY* (1984). RUNE SVARVERUD, *INTERNATIONAL LAW AS WORLD ORDER IN LATE IMPERIAL CHINA: TRANSLATION, RECEPTION AND DISCOURSE, 1847-1911* (2007). Shotaro Hamamoto, *International Law, Regional Development: East Asia*, in 5 *THE MAX PLANCK ENCYCLOPEDIA OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW* (Rüdiger Wolfrum ed., 2012), at 907-926; Shin Kawashima, *China*, in *THE OXFORD HANDBOOK OF THE HISTORY OF INTERNATIONAL LAW* (2012), at 451-474.

また次の文献も参照。入江啓四郎『中国古典と国際法』(成文堂、1966年)。小野川秀美『清末政治思想研究1』(平凡社、2009年)。小野川秀美『清末政治思想研究2』(平凡社、2010年)。川島真「中国における万国公法の受容と適用～「朝貢と条約」をめぐる研究動向と問題提起～」東アジア近代史2号(1999年)8-26頁。川島真『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、2004年)(以下「川島・『中国近代外交の形成』」とする。)。川島真『近代国家への模索 1894-1925 〈シリーズ 中国近現代史 ②〉』(岩波書店、2010年)(以下「川島・『近代国家への模索』」とする。)。坂野正高『近代中国外交史研究』(岩波書店、1970年)。佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』(東京大学出版会、1996年)。

表1 年表

時代区分	年号	対外秩序	対内秩序	【参考】日本
西洋の衝撃	1840年	アヘン戦争(～1842年)		
	1842年	南京条約		
	1851年		太平天国の乱(～1864年)	
	1853年			ペリー来航
	1856年	アロー戦争(～1860年)		
	1858年	天津条約		
	1860年	北京条約		
洋務期	1860年代前半 ∩ 1890年代前半	清仏戦争(1884～1885年)	同治の中興(1861～1875年)	大政奉還(1867年) 王政復古の大号令(1868年) 大日本帝国憲法の公布(1889年)
変法期	1894年	日清戦争(～1895年)		
	1898年		戊戌の変法(戊戌維新) 戊戌の政変	
	1900年	義和団事件(～1901年)		
光緒新政	1901年	北京議定書	光緒新政(西太后の傀儡)	
	1911年		辛亥革命	
	1912年		宣統帝の退位	

本稿の構成としては、①第1章において、清の伝統的な〈優勢な視点〉として〈一統垂裳の伝統的秩序〉を提示し説明する。②第2章において、アヘン戦争以降の「西洋の衝撃」について説明する。③第3章では、「西洋の衝撃」に対する清の対応の例の一つとして、清が華夷秩序を維持し外国勢力を封じ込めることを目的とした「中体西用」による洋務運動を扱う。④第4章では、「西洋の衝撃」への清による別の対応の例として、日清戦争後に康有為らによってなされた変法運動を検討する。⑤第5章では、従来の中体西用の方針の限界として、「瓜分の危機」と「教案問題」を説明する。⑥第6章では、儒教を中心

とした〈優勢な視点〉の終焉を決定づけた事件として義和団事件を取り上げる。⑦最後に第7章では、清による〈国際法における欧州中心主義〉の受容として光緒新政を検討する。

## 1 清朝末期における〈優勢な視点〉としての〈一統垂裳の伝統的秩序〉

アヘン戦争以前の19世紀初頭の清では、そもそも近代的な主権国家観念が存在せず、国内秩序と国外秩序の厳格な境界は存在しなかった。しかし、いかなる秩序であれ、対内秩序への視点と対外的な視点とが存在すると考えられる。清においても、対内的には天子による統治が行われ、対外的には中華思想に基づく華夷秩序という序列が存在し、冊封／朝貢関係を構築していた。本稿では、清の国内外に存在したこのような垂直的な伝統的秩序の総体を〈一統垂裳の伝統的秩序〉とよぶ<sup>4)</sup>。

本稿では、〈一統垂裳の伝統的秩序〉を構成する諸側面（概念）として、①儒教秩序の優位性（後述 1-1）、②天子を中心とした徳治（後述 1-2）、③中華の優位性（後述 1-3）をとりあげる。

---

4) 「一統垂裳」の文言は、康有為も利用した（後述 4-2）。大沼も、垂直的システムと水平的システムを区別している。Onuma Yasuaki, *Multi-Civilizational International Law in the Multi-centric 21st Century World: Transformation of West-centric to Global International Law as seen from a Trans-civilizational Perspective*, in THE ROOTS OF INTERNATIONAL LAW / LES FONDEMENTS DU DROIT INTERNATIONAL LIBER AMICORUM PETER HAGGENMACHER (Pierre-Marie Dupuy & Vincent Chetail eds., 2013), at 614.

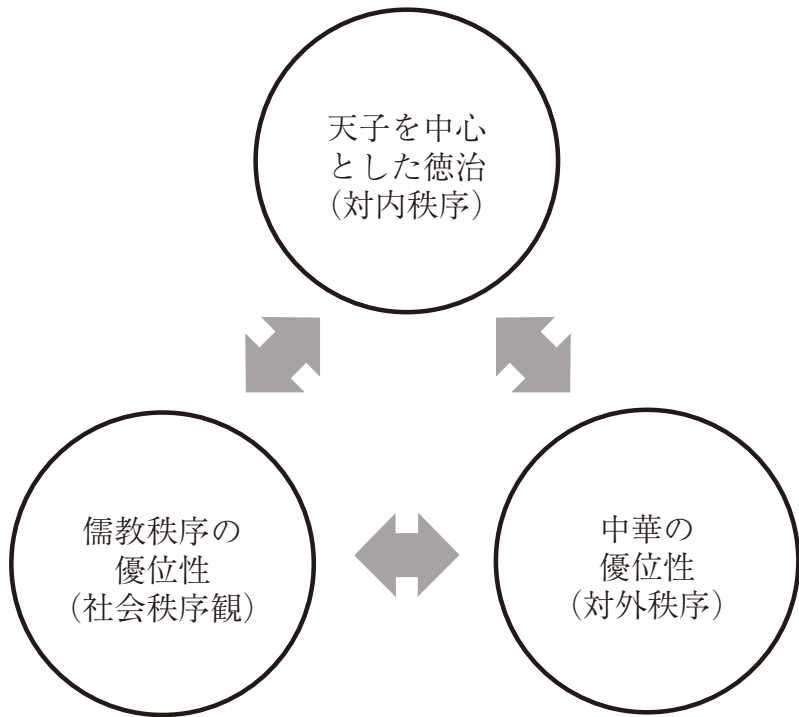


図 2 西洋の衝撃以前の<一統垂裳の伝統的秩序>

### 1-1 <一統垂裳の伝統的秩序>を構成する社会秩序観—儒教秩序の優位性

宋以来20世紀まで、中国のエリートである士大夫(官僚及び官僚予備軍)は、科挙の学習に必要な四書・五経などの経書の学習を媒介として、新儒学(Neo-Confucianism)を学んだ。彼らは社会秩序に関する一定の儒教的秩序観を共有しており、自らの秩序観が他の秩序観に優位するとの確信を有していた。

清の統治は、儒教に代表される「礼(li)」に従った秩序である。礼とは、人としてふさわしい生き方であり、あらゆる形式の儀式・社会制度・政治制度等のことであり、具体的には日々の作法・儀礼・冠婚葬祭等を含む。さらに儒教

においては、「五常」(仁、義、礼、智、信)に示される徳性の拡充や人間の有する関係である「五輪」(父子、君臣、夫婦、長幼、朋友)の道の重要性が説かれた。

清を統治していた当時のエリートである士大夫たちは、自らの社会の優位性の根拠として、①五輪に代表される人倫秩序が広範に実現されており、②人倫を形式として表現した礼秩序が広範に実現されていることをあげた<sup>5)</sup>。礼は人間社会を特徴付けるメルクマールであるため、①対内秩序においては人と禽獣とを区別する基準となり、②対外秩序においては中華と夷狄を区別する基準となった。儒教秩序の優位性の問題は、華夷秩序を含む中国の伝統的世界観の中心に存在した。

伝統的な儒教秩序は、複数の主権国家を並置させる秩序とは異なり、実力による統治を必ずしも重視しなかった。特に伝統的な儒教秩序が依拠した中国古典においては、戦争を非とする思想は少なくない。たとえば『孟子』は「……不徳な君主のために強引に戦いを起こし、土地の争奪で戦っては、原野を一ぱいに満たすほどたくさんの人を殺し、城の奪合で戦っては、城を死者で埋め尽くすほど無数の人を死なせるような者は、なおさら(孔子に見捨てられるの)である。これはまるで土地に人の肉を食べさせているようなもので、かかる連中はその罪死刑にしてもまだ足りぬ。」(『孟子』卷七、離婁章句上 十四)と記している<sup>6)</sup>。このような立場からすれば、中国の歴史の中で、「一統垂裳」の秩序が乱れた春秋・戦国時代の評価は低いものであった<sup>7)</sup>。

儒教秩序の特殊性について、英国の全権エルギン(Elgin)の秘書であったオリファント(Oliphant)は次のように記している。「……中国の皇帝を支えているのは、物理的な力(a physical force)ではなく、……道徳的威信(a moral prestige)である。中国の皇帝は、ナポレオンとは顕著に異なった諸条

5) 佐藤・前掲注3)14頁。

6) 原典は次の通り。「況於為之強戰、争地以戰、殺人盈野、争城以戰、殺人盈城、此所謂率土地而食人肉、罪不容於死」。現代語訳は小林勝人訳注『孟子(下)』(岩波書店、1972年)39頁によったが一部改めた。

7) 佐藤・前掲注3)74-76頁。



件の下で支配を行っているにもかかわらず、ナポレオンと同様に『朕は国家なり』とすることができる。中国の皇帝は、その名に値するような常備軍によって支えられてもおらず、自己の権威の安定のために自らの軍事的才能や行政手腕にも依拠することがないにもかかわらず、彼は欧州のいかなる専制君主 (despot) よりも一層絶対的な支配を行っている。そして中国の皇帝が軽く一触しただけで、帝国のもっとも辺境にある地方を震動させることができる。皇帝のこの能力は、清の臣民の類まれな特徴である凝集本能 (instinct of cohesion) と秩序愛 (love of order) とに由来する。」<sup>8)</sup>

ここに示された暴力によらない秩序そのものを価値とする志向性こそ、清の秩序観の基底にある特徴であった。この特徴は、次に述べる清の対内秩序観及び対外秩序観を支える考え方である。

## 1-2 <一統垂裳の伝統的秩序>を構成する対内秩序観—天子を中心とした徳治

儒教の想定する対内秩序のモデルは、「徳治」のモデルである。支配者と被支配者を区別するメルクマールは、清においては、高度な文化水準と有徳性の有無であった。

徳治の頂点にあるのが「天子 (Son of Heaven; Tian Zi)」であった。天子である皇帝を輔翼して民の教化の役割を担うのが官僚であり、官僚は自らの任務にふさわしい高度な文化水準と有徳性を有さねばならないとされた。清朝では「知識人支配」が行われたのであり、学問と政治は密接に関係していた。官僚は道徳的権威と統治の実権を独占した。

清において官僚となるためには、「科挙 (Imperial examination)」に合格することが必要であり、そのためには、儒教経書の学習と理解が不可欠であった。儒教経書に精通し、学問を修めた士大夫 (Scholar-official) によって清の秩序が支えられたため、清のエリートは儒教を共通の視点とした。

---

8) LAURENCE OLIPHANT, NARRATIVE OF THE EARL OF ELGIN'S MISSION TO CHINA AND JAPAN IN THE YEARS 1857, '58, '59 (1859), Vol 1, at 413. 翻訳にあたっては、坂野・前掲注3) 272頁を参照したが、一部改めた。

伝統的な儒教秩序では、①士大夫と一般大衆である民とを区別したうえで、②士大夫についてはあくまで道徳的な「徳」を重視し、③民に対する統治・支配は、有徳者である士大夫によってなされる「教化」によると考えられた。民に対する教化の一環としての刑罰は、西洋人の当時の視点からすれば、過酷で非人道的なものに見えた。たとえばモンテスキュー (Montesquieu) は、『法の精神』(1748年)の中で、中国は専制政治であり、その原理は徳ではなく「恐怖」であるとし<sup>9)</sup>、専制体制下にある臆病な無知で打ちひしがれた人民に多くの法律は必要ではないとした<sup>10)</sup>。

### 1-3 <一統垂裳の伝統的秩序>を構成する対外秩序観—中華の優位性

伝統的な儒教秩序に合致する対外意識は「中華思想 (sinocentrism)」であると考えられてきた。中華思想は、中華の優位性を前提とする対外関係を想定していた。

世界の中心は中華 (Middle Kingdom; Middle Empire) の地であるとされた。伝統的に中国は自らを「中国」、「中夏」、「中華」、「夏」、「諸夏」、「諸華」等と称してきた。もっとも、清に至るまで、いずれの名称も厳格な意味で単一国家の国号となったことはなかった。

伝統的な華夷思想では、中華の外の四方には野蛮な夷狄が存在するとされ、東夷、西戎、南蛮、北狄と称された。中華と夷狄との関係について、諸夏は内にあり、その外にあるのが夷狄であるとして、空間的な広がりの中で対置されて理解された。

華夷秩序は、中華と夷狄の序列の存在を意味していた。たとえば『論語』では夷狄が軽視され<sup>11)</sup>、また『孟子』においても「夷者」の劣位が示された<sup>12)</sup>。中華が世界秩序の中心に位置する唯一の存在であり、他の全ての民族は中華と

9) モンテスキュー (野田良之ほか訳)『法の精神 (上)』(岩波書店、1989年) 82, 246-250頁。

10) *Id.*, 135頁。

11) たとえば『論語』八佾、第三、五。憲問、第十四、十七。

12) たとえば『孟子』卷五、滕文公章句上、四。

の関係性の程度に応じて序列がつけられた。

中華と夷狄の間に朝貢国(tributary)が位置づけられた。中華と朝貢国との関係は、冊封/朝貢関係と呼ばれる。冊封(cefeng)とは、「天子」である中華の皇帝と近隣の諸国・諸民族の長との間で名目的に行われる対外関係の形態をいい、具体的には皇帝から他の長への称号などの授受を通じて行われた。皇帝が行った冊封に対し、臣の側からの返礼としてなされるのが朝貢(tribute)であった。朝貢は、①臣の側から皇帝に対して土地の産物である「方物」を献上し、②天子の統治に服していることを示すために天子の元号と暦を使用することである「正朔を奉ずる」ことなどを行った<sup>13)</sup>。なお、冊封関係の下では、中華の優位性を前提とする点で不平等であるものの、朝貢国には完全な自治が認められていた。この点で、冊封/朝貢関係は、宗主国/属国関係(suzerain/vassal relation)や植民地支配とは異なっていた。

冊封/朝貢関係では、皇帝との謁見方法に例示される儀礼の方法が、中華の権威をシンボリックに示すものとして重視された。これに対して英国は、英清間を従来の朝貢関係から、平等な関係に改めるために公使マカートニー(George Macartney)を派遣した。1793年にマカートニーが乾隆帝に謁見するにあたり、中国の伝統的な謁見方法である、頭を床につけて礼を行う三跪九叩頭(kowtow)の礼を行わなかった(いわゆる「叩頭問題」)。清は自己の優位性に絶対的な自信を有しており、世界のいかなる場所との関係であっても朝貢制度が普遍的に妥当することを当然としていたため、平等な立場での貿易を求めた英国の要求に対しては、強く拒否した。

しかし清が華夷秩序を周辺国ばかりか関係諸国に対して実力によって強制することは困難であるため、実力だけに頼って対外関係を築くことはできなかった。そのため伝統的中華思想においては、夷狄を敵視しないまでも低く評価しつつ、対立関係を明らかにしない方策がとられることがあった。武力を行使しても割に合わない場合や、武力を行使せずとも相手が従う場合は、あえて武力によって争うことをせずに制御・操縦して懐柔しようとした。この夷狄の制御

---

13) 川島・『近代国家への模索』前掲注3)2頁。

の方法は、古来より「羈縻」と呼称された<sup>14)</sup>。

#### 1-4 小括

清のエリートである士大夫によって共有された〈一統垂裳の伝統的秩序〉は、①儒教秩序の優位性を前提としつつ、②対内的には天子を中心とした徳治によって統治されることを理想とし、統治を担う官僚は科挙制度によって選抜・維持され、民の教化を行うこととされ、③対外的には中華の優位性を中心として華夷秩序の序列が形成され、冊封／朝貢関係や三跪九叩頭の礼によって実現・維持された。③〈一統垂裳の伝統的秩序〉は、実効性を特徴とするものではなく、内外ともに過度な暴力によらずに秩序を重視する考え方であった。

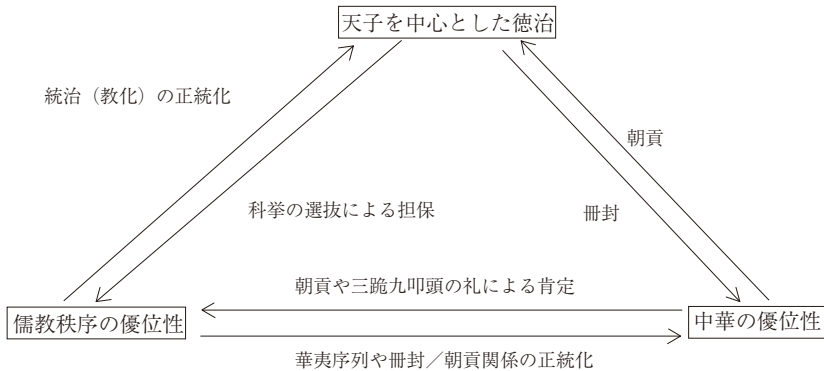


図3 〈一統垂裳の伝統的秩序〉を構成する三つの側面(概念)の関係

## 2 西洋の衝撃—複数の〈優勢な視点〉の衝突

中国近代史研究で有名なフェアバンク (John K. Fairbank) は、1840年に発生したアヘン戦争 (Opium War) から1861年の総理衙門 (Tsunqli Yamen; Zongli Yamen) 設立に至る時期を重視し、清の対外関係を一変させた一連の

14) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会、1959年)400頁。

事象を「西洋の衝撃 (Western impact)」と呼んだ<sup>15)</sup>。

「砲艦政策 (gunboat policy)」の典型例とされるアヘン戦争の結果として、清英・南京条約 (1842年) (江寧条約ともいう) が締結された。同条約の附属協定として清英・五口通商章程 (1843年) と清英・虎門寨追加条約 (1843年) が締結された。さらに清米・望厦条約 (1844年) や清仏・黄埔条約 (1844年) も締結された<sup>16)</sup>。

アロー戦争 (第二次アヘン戦争ともいう。1856-60年) の結果、清と英・仏・米・露の間で天津条約 (1858年) が締結され、英・仏・露との間でも北京条約 (1860年) が締結された。

## 2-1 19世紀の<国際法における欧州中心主義>との対峙

アヘン戦争 (1840-42年) を契機として、清は、従来の対外関係を変更し、諸国と外交を行うことを強要された。清が直面したのは、西洋の「文明」であり「軍事力」であった。社会秩序をどのように構想するかという<優勢な視点>からすれば、清が直面したのは19世紀の<国際法における欧州中心主義>というべき視点であった<sup>17)</sup>。

---

15) JOHN K. FAIRBANK, THE UNITED STATES AND CHINA (4th edn, 1976), at 143. フェアバンク『中国 社会と歴史 (上)』(東京大学出版会、1972年) 149-150頁。日本では「西洋の衝撃」という用語は定着しているが、フェアバンク自身はこの言葉を注意深く用いている。TENG & FAIRBANK, CHINA'S RESPONSE TO THE WEST (1979), at 5.

16) 本稿で用いる条約は、以下の文献に収録されている。CHINA, TREATIES BETWEEN THE EMPIRE OF CHINA AND FOREIGN POWERS: TOGETHER WITH REGULATIONS FOR THE CONDUCT OF FOREIGN TRADE, CONVENTIONS, AGREEMENTS, REGULATIONS, ETC. (4th ed., William Frederick Mayers edn., 1902); 1 HERTSLET'S CHINA TREATIES (3rd ed., 1908, compiled by Edward Hertslet, edited by Godfrey E.P. Hertslet, assisted by Edward Parkes); 1 TREATIES, CONVENTIONS, ETC., BETWEEN CHINA AND FOREIGN STATES (2nd ed., 1917).

条文番号を示す英語の「article」について、当時は「条」ではなく「款 (かん)」が用いられることが多かったが、読者の便宜を考えて、本稿では「条」の文字を用いる。

17) 19世紀の<国際法における欧州中心主義>については、拙稿・前掲注1) 53-61頁を参照。

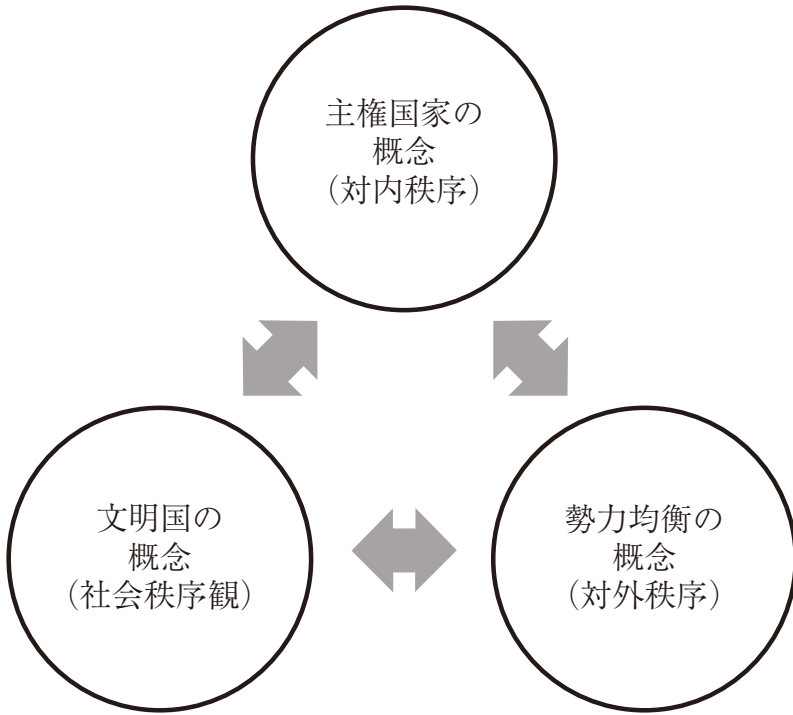


図4 19世紀の<国際法における欧州中心主義>を構成する三つの側面(概念)

19世紀の<国際法における欧州中心主義>が提示する国際社会秩序のモデルは、当時の西洋で既実現されているものであった。すなわち、①実効的な国家統治を行う、複数の主権国家の存在を前提とし、②文明国の概念や勢力均衡の概念を用いて、国家性や文明性の評価(テスト)を行い、③評価の結果を、国家承認や文明国概念に結び付けて法的・制度的に運用して、国際法の適用範囲を変更させ、④国家性に欠けたり文明が未発達だったりする国家序列の劣位の国や地域に対して、植民地化、不平等条約の締結、軍事的干渉、領事裁判等の強制を行い、⑤列強を中心とした勢力均衡の制度によって、国際平面ばかり

か国内平面を含めて、実効的で自律的な秩序を実現する<sup>18)</sup>、というものであった。

ここで注目すべきは、19世紀の〈国際法における欧州中心主義〉が、清の秩序とは異なり、国家統治の実効性や勢力均衡に代表される「実力」の重視を伴っていたことである。「実力」に劣る国家は、二流以下の国家とされ、その国内統治が実効性に欠ける場合は干渉の対象となり、場合によっては植民地化されたり先占されたりした。

## 2-2 中華の優位性と「対等な外交」への抵抗

「徳治」を前提とした中国では、当時のエリートである士大夫によって、儒教秩序と中華の優位性が確信されていた。中華の優位性を前提にすれば、中華を凌駕する存在を想定すること自体が、許されないことであった。

「西洋の衝撃」が示したものは、勢力均衡に代表される軍事的な実力の優位性であった。清からすれば、精神的な優位性は、以下の理由から、あくまで清の側にあると考えられた。①西洋の軍事力に対する清の敗北も、中華の優位性の意識を否定する根拠とはならなかった。アヘン戦争以前の中国の歴史においても、外部の民族との抗争において中国が軍事的に敗退した事例は多数存在した。しかし西洋人の用いる武力は、清の伝統的価値観からすれば、性質からして野蛮であり、仮に野蛮な武力に清が敗れたとしても、中華の優位性に対する信頼が失われることはなかった。②当時の清からすれば、西洋人の倫理・風習について倫理的に劣ると判断された。倫理的に劣る西洋人が、清に優位する社会秩序や制度を有することは、理論上可能であるとは考えられなかった<sup>19)</sup>。

「西洋の衝撃」を通じて、中華の優位性の感覚は何ら損なわれることはなかった。清にとって英国はあくまで夷狄であったため、清英・南京条約(1842年)の交渉にあたり、両国を対等な関係に置くことを想起させる文言の挿入に

18) *Id.*, 56頁。19世紀の勢力均衡は、国家間の勢力均衡ばかりか、干渉権の概念を含むことがある。明石欽司『『一八世紀』及び『一九世紀』における国際法観念(一): 勢力均衡を題材として』法学研究87巻6号(2014年)6頁。

19) 佐藤・前掲注3)54頁、83-84頁。

対して、清は強く反対した<sup>20)</sup>。

しかし「国際法における欧州中心主義」の観点からすれば、主権国家の並存を否定する華夷秩序こそ、問題となった。たとえば英国は清との関係について国家平等を求め、アヘン戦争は対等関係の確立のために戦われたといわれた<sup>21)</sup>。清に対する外交交渉では、倫理・精神分野においても西洋が優位であるか、または、少なくとも形式的に平等であることを示そうとした。

清と西洋諸国の対峙という「西洋の衝撃」の結果締結された諸条約においては、清との平等性を確認する規定が盛り込まれた<sup>22)</sup>。すなわち、①条約締結の方式や条約文の書式中では「平等条約」の形式をとるべきことが強調され、「(英国が) 自主の邦であり、中国と平等である」と定め(清英・天津条約(1858年) 3条)、②公文書中においては、条約締結国の西洋人を指し示すために「夷(barbarian)」の文字を用いないこととし(清英・天津条約(1858年) 51条)、③両国の担当官間で交換される文書についても対等になされることを定め(たとえば清英・南京条約(1842年) 11条、清米・望厦条約(1844年) 30条)、④開港場について、外国の領事と清の地方官憲との交際や文書交換が対等の立場でなされることを規定し(たとえば清米・望厦条約(1844年) 4条)、⑤清に寄港する外国軍艦の指揮官と清の地方官憲との交際が平等の立場でなされるべきこと(清米・望厦条約(1844年) 32条)を規定した<sup>23)</sup>。

またアロー戦争後の清英・天津条約(1858年) 50条や清仏・天津条約(1858年) 3条は、英語やフランス語といった中国語以外を条約正文とした。この結果、中国も外国語を学ぶ必要が生じた。

しかし形式的な平等性や言語における西洋の優位性が条約中に規定されても、清の立場からすれば中華の優位性は損なわれなかった。またアヘン戦争後、欧米諸国との間で締結された諸条約は、韓国やベトナムとの冊封・朝貢などの

---

20) *Id.*, 56頁。

21) 坂野・前掲注3)89頁。

22) HOSEA BALLOU MORSE, 1 THE INTERNATIONAL RELATIONS OF THE CHINESE EMPIRE (1910), at 309-310.

23) 坂野・前掲注3)89頁。



対外関係の形態を全て一変させることはなかった。「西洋の衝撃」ののちも、新しい条約関係と冊封・朝貢関係が並存することとなった。

### 2-3 開港と封じ込め

アヘン戦争後に締結された清英・南京条約(1842年)によって、①広州、廈門、福州、寧波、上海の5港が開港場(条約港)として開港され(2条前段)、②公行(Hong merchants; Co-Hong)が廃止され貿易の自由化がなされ(5条)、③5港での領事の駐在(2条後段)と英国人及びその家族・使用人の居住(2条前段)が認められた。さらに清と英・仏・米・露との天津条約(1858年)や英・仏・露との北京条約(1860年)によって牛莊(満州)、登州(山東)、漢口(長江沿岸)、九江(長江沿岸)、鎮江(長江沿岸)、南京(長江沿岸)、台南(台湾)、淡水(台湾)、潮州(広東省東部、後に同地方の汕頭に変更)、瓊州(海南島)、天津などが開港された(たとえば清英・天津条約(1858年)11条、清仏・天津条約(1858年)6条)。

アヘン戦争に敗れた清の基本方針は、仮に外国との貿易を許容するとしても、夷狄との交流は開港場に限定し、夷狄を清の内地、特に北京に近づけないことであった。そのため、アヘン戦争に敗れたのちも、清は、①首都である北京への外交使節の駐在、②長江の外国船航行への開放、③西洋人による内地への旅行を認めることに難色を示した<sup>24)</sup>。清が特に反対したのは外国使節の北京常駐の要求であり、その結果、清英・南京条約(1842年)においては、外国使節の北京駐在や皇帝への謁見は認められなかった。さらに清は対外事務を専管するための国家機関を北京に設けなかった。アヘン戦争後の対外事務については、「欽差大臣(Imperial Commissioner)」を臨時に設けることとし、開港された5港での通商問題の処理を中心に対処するための官職とした。同職は北京から離れた広東省と広西省を治めた総督である両広総督(Guwangdong Guwangsi uheri kadalara amban)の兼務とされた<sup>25)</sup>。

---

24) *Id.*, 271頁。

25) *Id.*, 61頁。

しかし、アロー戦争後の清と英・仏・米・露との天津条約(1858年)や英・仏・露との北京条約(1860年)によって夷狄を北京に近づけないという方針は堅持できなかった。すなわち、①北京での外交使節による駐在が認められ(たとえば清英・天津条約(1858年)3条、清英・北京条約(1860年)2条)、②長江での外国船による航行が認められ(長江の開放)(たとえば清英・天津条約(1858年)10条)、③条約締約国の西洋人は条約港周辺地域を越えた地域に「遊歴または通商のため(for their pleasure or for purposes of trade)」に旅行することが認められ(たとえば清英・天津条約(1858年)9条、清日・通商航海条約(1896年)6条)、④宣教師による開港場以外の内地での布教も許され(内地布教権)(たとえば清英・天津条約(1858年)8条)、⑤外交使節による清朝皇帝との謁見にあたっては、西洋諸国で行われている拝礼と同様に行うとされた(たとえば清英・天津条約(1858年)3条)。さらに1861年には、従来の礼部と理藩院に代わって、外政を専管するための機関である総理各国事務衙門(総理衙門)(Tsongli Yamen)が北京に設けられた。

また外交官以外の西洋人一般の清での滞在について清英・虎門寨追加条約(1843年)は、開港場における英国人の土地租借と住居建設を承認した。英国人の居住場所については、清の地方官と英国領事が相談によって定めることとされた。1845年に初代の英国上海領事であるジョージ・バルフォア(George Balfour)が、上海道台(Shanghai daotai)である宮慕久(Gong Mujiu; Kung-Moo-Kew)と締結したのが上海の「第一次土地章程」(Land Regulations)(1845年)であった。この租借がのちの租界につながった(租界については後述3-3を参照)。

## 2-4 小括一「西洋の衝撃」の限定性

中華の優位性や儒教秩序の優位性を前提とする清では、たとえ「西洋の衝撃」をもって欧米の軍事的優位が示され、たとえば形式的な平等が条約上明記されても、中華の優位性は、少なくとも当初は揺るがなかった。たとえば曾紀沢(Marquis Tseng; Zeng Jize)は「中国先睡後醒論(China, the Sleep and the Awakening)」(1887年)において清を「眠っているだけ」と表現した<sup>26)</sup>。清に

とって西洋は従来通り夷狄であり劣ったものとみなし続けた。

ここで注目されるべきことは、西洋の衝撃は、清に対して、新しい<優勢な視点>としての<国際法における欧州中心主義>を、対内秩序と対外秩序の両方について提示したことである。しかし清の当時の<優勢な視点>である儒教的なく一統垂裳の伝統的秩序観は揺るがず、儒教秩序の優位性は堅持された。

3章と4章では、西洋の衝撃を通じて清に提示された<国際法における欧州中心主義>に対して、清がどのように対応したのか、その例を検討する。

### 3 清による対応の例 I — 中体西用による駆外・封じ込めの試み (洋務期)

#### 3-1 西洋の駆外・封じ込めのための中体西用と附会論

「西洋の衝撃」が清にとって問題とされたのは、具体的には、①夷狄である欧米諸国と国交を開くこと、②清の国内において西洋人の居住や外国領事・公使の常駐を許すこと、③清において行われてきた貿易制限を撤廃することであった<sup>27)</sup>。そのためアヘン戦争の後に清朝のエリートの多数は、外国を排除し、従来の秩序を維持しようと努めた。アヘン戦争に直面した清の対外関係の出発点は、①<優勢な視点>としての<一統垂裳の伝統的秩序>を前提として、②外国勢力である「夷狄」の排除を意味する「駆外」であり、③従来の方式を堅持するという意味で「天朝の定制」の維持であった。

そのため洋務期の清の外交に対する方針は、中国の伝統的秩序観に基づいて、「以夷制夷」や「外夷操縦」が主張された。洋務期の清は、中華思想を含む儒教の伝統を維持しつつ、便宜的・形式的に西洋の技術を用いるという意味で「中体西用」の形式をとった。

中体西用において、有用であると判断される外国の知識を、国内的に正統化

---

26) Marquis Tseng, *China, The Sleep and the Awakening*, THE ASIATIC QUARTERLY REVIEW, Vol.3 (1887), at 1-10.

27) 日本の攘夷運動も同様である。五百旗頭董『条約改正史』(有斐閣、2010年) 7頁。

するために用いられたのが「附会論」である。附会論とは、西洋の事物・概念・技術のうち、清にとって有用であると理解されたものについて、中国発祥の事物（特に古典）に結び付けて正統化することによって、清への導入を肯定する論理である<sup>28)</sup>。附会論は、新しい技術を自らの分析枠組みを用いて正統化し、対外的な新しい現象に権威を付与して正統化しようとした。

附会論に代表されるように、清は、新しい事象に対応するために、従来の権威である儒教の枠組みである古典を用いた。国際法の認識においても同様であり、清は儒教的なバイアスをもって受け止めた。春秋時代のアナロジーを用い

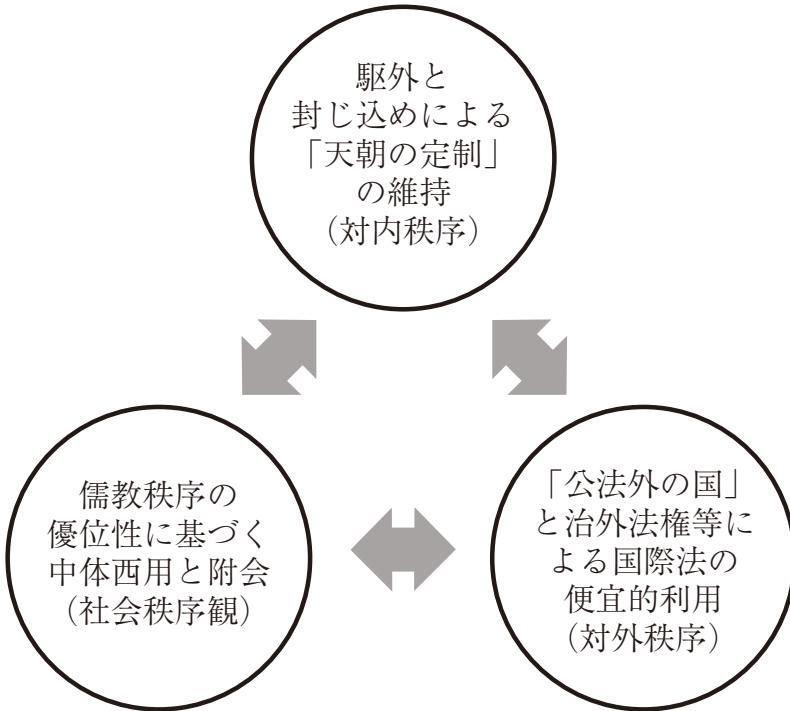


図 5 中体西用による西洋の驅外・封じ込めの試み

28) 佐藤・前掲注3)15頁。附会論について、佐藤は、当時の清に存在し、日本が有し

て、附会論的に国際法を肯定する試みもなされたが<sup>29)</sup>、儒教秩序からすれば一統垂裳の秩序が乱れた春秋時代は、「徳治」よりも「実力」が優先する世界であると考えられたために低く評価され(前述1-1を参照)、受け入れられることはなかった。

他方で、西洋の技術である「法」を用いて、外国の侵入を阻止し、駆外を実現しようとしたのが、次に述べる①「公法外の国」としての国際法の便宜的利用(後述3-2)と、②開港場・租界と領事裁判権を用いた西洋人の封じ込め(後述3-3及び3-4)であった。

### 3-2 清による「公法外の国」としての自認と外国の「一視同仁」

清はアヘン戦争やアロー戦争の後に条約を締結したにもかかわらず、同条約以外の一般国際法が自らに適用されると考えたわけではなかった。国際法一般が清を拘束したのではなく、清は「公法外の国」として自らを位置付けた。夷狄の書物である万国公法を翻訳して用いるのは、清自らが拘束されているからではなく、夷狄の道具を活用して相手に対処するためであると説明された<sup>30)</sup>。洋務期において、清が「公法外の国」として自認したことは、世界秩序における自らの序列の低さを示すものではなく、むしろ、自らの地位の高さを自覚していた結果であった。

それゆえ洋務期の清における国際法の位置づけは特殊である。清は自らに万国公法を適用するためではなく、自らは「公法外の国」としての立場を維持しつつ、欧米を論破することを目的として国際法を分析し利用した(たとえば1864年に、プロシアは、中国の海岸の近くで、当時交戦していたデンマークの複数の商船を拿捕したが、中国がプロシアに対して、外国の領海において当該行為を禁ずる国際法を援用して抗議したとき、プロシアは船舶を解放し補償を

---

ていなかったとする。

29) たとえばマーティンは、国際法を古代の春秋時代・戦国時代の中国になぞらえて説明した。『中国古世公法論略(Zhongguo gushi gongfa lunlüe)』(1884年)。MARTIN, THE LORE OF CATHAY (1901).

30) 佐藤・前掲注3)87頁。

支払った。)

さらに清が「公法外の国」であるとしても、西洋を分析するための手段として国際法の翻訳と分析が必要となった。アヘンの取り締まりにあたっては、ヴァッテルの『国際法』が参照されたといわれる<sup>31)</sup>。外国文献を翻訳し研究するための機関である同文館 (Tongwen Guan) は、1862年に総理衙門に付設された。マーティン (W.A.P. Martin) は1862年にホイートン (Wheaton) の国際法の翻訳を開始し、『万国公法 (Wanguo gongfa)』(1864年)として完成させた。西洋人との交渉にあたっては『万国公法』も参照された。しかし、総理衙門や同文館の活動が全般的に支持されたわけではなかった。

アヘン戦争後の清は、自ら西洋諸国と締結した条約に対して積極的に違反しようとしたわけではなかった。しかし条約中に明文で定められていない事柄については「公法外の国」であることから一般国際法の適用を受けずに、これまでの態度を堅持しようとした<sup>32)</sup>。清の態度に対して西洋諸国は、ある場合は国際法を利用しつつも、別の文脈では清が「公法外の国」であることを利用するようになった<sup>33)</sup>。

他方で、清は、欧米諸国を、最恵国待遇によってばかりか、自主的に「一視同仁」に平等に扱った<sup>34)</sup>。清は夷狄を「一視同仁」に扱うことによって、夷狄間の相互での牽制を期待し、夷狄と清自らとの戦争の回避を図ろうとした。

諸外国を「一視同仁」に扱うためには、国内的にも西洋人を一緒くたに取り扱うことが必要となった。そのためには、①清の国民と西洋人が所在する空間

---

31) GONG, *supra* note 3, at 152-153; Wang Tieya, *International Law in China*, 221 RECUEIL DES COURS (1990 II), at 228-230; SVARVERUD, *supra* note 3, at 77-78; Hamamoto, *supra* note 3, at 914, para.42; Kawashima, *supra* note 3, at 458.

32) 佐藤・前掲注3)56頁。

33) たとえば1871年に台湾において琉球人が殺害された際に、清は自国には一般国際法の適用がないと主張したが、日本は一般国際法に基づいて主張し、最終的に清は賠償金の支払いをした。豊田哲也「19世紀東アジアと近代国際法の国家中心主義の形成」国際法外交雑誌116巻4号(2018年)13-14頁。

34) 坂野・前掲注3)14-15頁。佐藤・前掲注3)58頁。

を分離することで区別する属地的な方法と、②清の国民と西洋人を国籍によって区別するという属人的な方法とがありえた。清はこの両方を用いたのであった。最近の研究では、清が治外法権や領事裁判権を認めるにあたって意図したことは、西洋人の内地への進入を阻止しつつ、開港場等に封じ込めることであったとされる。つまり①開港場等と内地とを区別して、西洋人を開港場等に封じ込め、②領事裁判権等を通じて外国の領事に西洋人を管理させることこそ、清の基本方針だった<sup>35)</sup>。前者は開港場・租界・居留地等と内地との区別に代表され(後述3-3)、後者は領事裁判権による内外人の区別に代表される(後述3-4)。

### 3-3 開港場・租界・居留地等を用いた西洋人の属地的な隔離・封じ込め

開港場(条約港)など、西洋人が居住できる場所ができると、そこでの統治をどうするかが問題となった。清は、駆外や華洋分居を基本方針とし、西洋人が滞在する場所を地理的に限定し、同地域に対して治外法権を認めることで、結果的に西洋人を同地域に隔離し封じ込めることを企図した。当時、西洋人の利用に供された清の領土内の区分として①開港場、②租界、③租借地があり、④さらに本来は清の領土であったにもかかわらず外国に割譲された土地もあった。

条約によって開港された条約港(Treaty Port)または開港場(Open Port)において、西洋人が居留できることとなった。さらに開港場の周辺への西洋人の立ち入りも許可される場合もあった。

租界(Settlement)とは、清内の開港場にある外国人居留地を意味する。清朝末期には、一方的または不平等条約により清の開港場に租界が設けられた。多くの場合、開港場のある都市内の一定区画に限定して、租界が設置された。たとえば、上海には、イギリス租界、アメリカ租界、フランス租界などが設置され、天津にも多くの租界が設置された。租界の主権はあくまで清が有しているが、租界を有する外国が行政自治権や「治外法権(extraterritoriality)」を

35) 佐々木揚「清末の『不平等条約』観」東アジア近代史13号(2010年)32-33頁。

もち、当該地域を統治するための工部局 (Municipal Council) が設置されることもあった。清の住民に対する裁判権は清側が行使したが、上海の租界では会審衙門 (上海公共會審公廨) (mixed court in Shanghai) が設けられ、清の住民の間の紛争でも管轄権を有した。租界の秩序維持のために租界警察が置かれることもあった。

租借地 (leased territory; Concession) では、清の潜在的な主権が認められるものの、租借国が在留自国民に対して裁判権を行使するばかりか、清の住民に対しても同権を行使した。租借地は、租界と比較して清の領土主権を制限する程度が強かった。この意味で、租借地も治外法権の対象となった。租借地の例としては、英国による九龍半島の新界 (後の界限街より北部)、日本による関東州 (大連)、ドイツによる膠州湾 (青島)、フランスによる広州湾 (湛江) 等があった。

割譲 (cession) された地域は植民地となるため、清は領域主権を喪失した。たとえば香港については、清は英国に香港島を割譲し (清英・南京条約 (1842年) 3条)、香港島に隣接する九龍半島の先端部 (後の界限街より南部) を割譲した (清英・北京条約 (1860年) 6条)。割譲された地域には清の属地的管轄権を含む主権は及ばなかった。

開港場・租界・租借地は、清の属地的な管轄権行使を排除するように機能したため、清の属地的管轄権が制限される治外法権の地域となった。しかし、結果的に、租界や租借地を内地から切り離すことで、西洋人を「一視同仁」に隔離し封じ込める効果も期待された。

### 3-4 治外法権や領事裁判権を用いた西洋人の属人的な駆外・封じ込め

前節の租界等が、西洋人の属地的な隔離と封じ込めのための清の方策として機能したとすれば、領事裁判権は属人的な隔離と封じ込めのための方策として機能した。治外法権や領事裁判権については、従来は清に不利な不平等条約を強要したのものとして論じられてきたが、今日では従来の見解に異論が唱えられている。



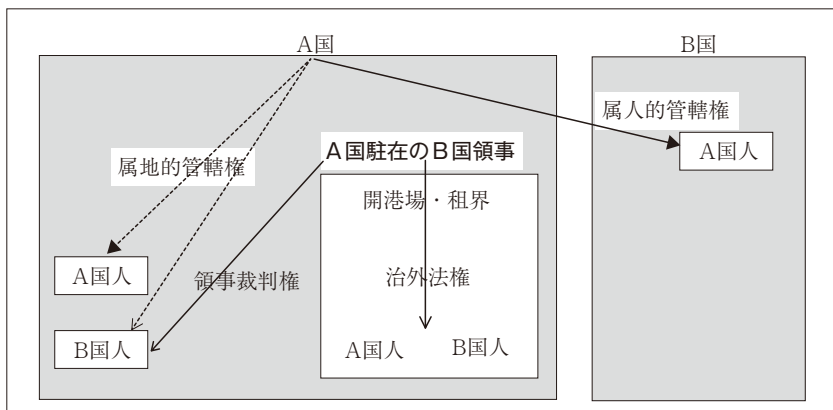


図 6 治外法権と領事裁判権の例

領事裁判権 (Consular jurisdiction) とは、租界であると内地であることを問わず、西洋人が関係する裁判について、領事が裁判を行ったり、裁判に介入したりして、清の属地的管轄権を排除または制限するものをいう。治外法権 (extraterritoriality) という文言については、(1)租界等の清の主権行使が制限された特定の場所において、裁判管轄に限らず、清の属地的な管轄権行使を排除・制限することの意味で用いられるが、(2)内地での領事裁判権の行使のように、本来清が属地的管轄権を有する地域において、清の属地的管轄権行使一般について、属人的に排除・制限することの意味でも用いられることがあり、さらには、(3)両者を区別せずに、清による属地的管轄権行使を排除する管轄権行使全般を総称して用いられることもある。本稿では「治外法権」という文言を原則として第一番目の意味で用いる。

領事裁判権については、①清英・南京条約 (1842年) の補完条約である清英・五口通商章程 (1843年) 13条が初めて領事裁判権を定め、続いて清英・虎門寨追加条約 (1843年) 9条、清英・天津条約 (1858年) 16条に規定され、②清米・望厦条約 (1844年) 21条及び25条、清米・天津条約 (1858年) 27条、③清仏・黄埔条約 (1844年) の25条乃至28条、④スウェーデン・ノルウェーとの条約21条 (1847年)、⑤清日・修好条規 (天津条約) (1871年) 12条及び13条、⑥清英・

芝罘条約(1876年)第2節3項、⑦清日・通商航海条約(1896年)22条等があるほか、⑧ベルギーについても、同様の待遇を得るとした<sup>36)</sup>。清に対する条約締約国の属人的管轄権は、領事裁判権に限定されずに広範に認められ、条約締約国の国民が被告(人)として関わる裁判では、たとえ清の内地で行われても、外国の領事が介入できるようになった<sup>37)</sup>。

清における領事裁判権の機能は、西洋人に関する清での裁判について、清の属地的な裁判管轄権を排除または制限し、西洋人の国籍国の領事が属人的な裁判管轄権を行使することにあった。

領事裁判権を管轄権の基礎の問題としてだけみれば、裁判管轄権の行使を属地的にするのか属人的にするのかという管轄権の抵触調整に関するルールの問題だけであるように見える。たとえば清において他国の領事裁判権が認められるとしても、(現実とは異なるが)仮に外国領土において清の領事裁判権が双務的に認められれば、形式的な平等は達成されることとなる。

西欧諸国が清において治外法権や領事裁判権を求めた理由は、清の国内秩序への不信であった。西洋の主権国家であれば当然に有している水準の国内法と裁判手続を、清が整備・実現しないままの状態、自国民を清の裁判所の管轄の下に置くことには大きな不安があった。

清の側の事情としては、アヘン戦争以前にも清においては属人主義と属地主義の調整の伝統が存在しており、清においてなされてきた管轄権に関する従来の伝統が、条約に基づく領事裁判権との関係にも、影響を与えたことが指摘されている<sup>38)</sup>。清は、領事裁判権を用いて、外国の領事に属人的に西洋人を管理

---

36) 治外法権を定めた条約の一覧は、たとえば次の文献を参照。COMMISSION ON EXTRATERRITORIALITY IN CHINA, REPORT OF THE COMMISSION ON EXTRATERRITORIALITY IN CHINA PEKING (1926) [*hereinafter* COMMISSION ON EXTRATERRITORIALITY], Appendix I. 治外法権を認められた国の一覧は、たとえば次の文献を参照。*Extraterritoriality in China*, EDITORIAL INFORMATION SERVICE OF THE FOREIGN POLICY ASSOCIATION, Series 1925-26, No.6 (18 December 1925) [*hereinafter Extraterritoriality in China*], at 2-3.

37) *Extraterritoriality in China*, *supra* note 36, at 4.

38) 仁井田・前掲注14)414頁。

させようとした。この点からすれば、領事裁判権について、清は特に不当であるとみなしていなかった<sup>39)</sup>。この基本方針は、①清国内において西洋人の行動の自由が開港場等に制限され、②清の国民が外国に渡航する機会がほぼないか、外国領土において清の領事裁判権が認められるのであれば、必ずしも不合理なものではない。領事裁判権は、いわば「インペリウム (imperium)」的な手法を用いた清による西洋人の隔離・封じ込めの代償としての側面もあった。

もっとも領事裁判権に代表される外国による属地的管轄権行使によって、清の属地的管轄権行使が制限されるきっかけとなったため、前者が後者を次第に侵食してゆくようになった。特に①領事裁判権の対象となった法分野は、比較的当初から、刑法分野に限定されず、私法分野についても認められていた。この結果、条約締約国の国民が関係する裁判全般に、刑法・私法の区分なく、特権が広範に認められることとなった。②条約締約国国民ばかりか、キリスト教に改宗した清の国民（「教民」）にも特権免除が一部拡大された<sup>40)</sup>。③西洋人が雇用している清の国民についても、領事裁判権や介入が認められるようになった<sup>41)</sup>。④領事裁判権の問題は、条約締約国の国民が、開港場や租界を越えた内地に進出することによって、清による属地的管轄権行使と抵触するようになる（後述5-3を参照）。

清では、1870年代以降、領事裁判制度の問題点が指摘されるようになり、同制度が条約に基づくだけのものであるため、一般国際法の平等原則に反すると批判されるようになった。しかし清においては、日本とは異なり、国内法秩序の近代化・西洋化をすることは困難であると考えられた<sup>42)</sup>。清は、西洋人の内

39) 佐々木・前掲注35)32-33頁。 *Extraterritoriality in China, supra* note 36, at 5.

40) W. GILBERT WALSH, "WAYS THAT ARE DARK"; SOME CHAPTERS ON CHINESE ETHIQUETTE AND SOCIAL PROCEDURE (1907), at 269. W. G. ウォルシュ (田口一郎訳) 『清国作法指南』(平凡社、2010年) 291頁。三石善吉『中国、一九〇〇年』(中公新書、1996年) 56-63頁。

41) GEORGE NYE STEIGER, CHINA AND THE OCCIDENT; THE ORIGIN AND DEVELOPMENT OF THE BOXER MOVEMENT (1927), at 30. G. N. スタイガー・藤岡喜久男訳『義和団 中国とヨーロッパ』(光風社出版、1990年) 24頁。

42) 佐々木・前掲注35)32-33頁。

地への進入を回避しつつ、内地の国内法体制を従来のまま維持することを意図して、西洋人に対する領事裁判権等を許容したといえる。

後年、領事裁判権の撤廃が問題となるが、たとえ清が領事裁判権の撤廃を主張しても、西洋諸国は清内の法秩序の近代化が遅れていることを理由として拒否された。領事裁判権の問題は、次第に、清の国内秩序の問題と一緒に論じられるようになり、外国が清の国内に介入する必要性の証拠として用いられるようになった(後述7-2を参照)。

### 3-5 小括

「西洋の衝撃」によって、西洋のあからさまな武力に直面した清は、①儒教秩序の優位性を前提とした<一統垂裳の伝統的秩序>に関する確信を棄損することなく、②天朝の定制を維持し駆外を実現するために、③附会論によって中体西用政策をとり、④国際法の分野でも治外法権等を利用した。

しかし儒教的な中華思想を前提とする洋務の試みは、その努力にもかかわらず、日清戦争の敗北という帰結をもたらした。日清戦争における清の敗北は、中華の優位性に対して大きな衝撃を与えた。

日清戦争の敗北は、対内的には、思想や政治体制を変更しない変革の限界を示したと言えた。対外的には、清を含む非西洋の新興国について、それらの諸国が他国からの干渉を排除し、国内秩序を維持する力を有するか否かこそ、国家性や文明度を測る試金石となり得た。いわゆる砲艦外交や国家間の戦争は、対外的に国家性を試すテストの役割も果たしていたと考えられる。日清戦争を通じて清が新興国の日本に負けたことは、清が近代国家として自らを守れないことの証明となった。この結果、清は主権国家のレベルに到達しておらず、列強による搾取の対象となっていった。

## 4 清による対応の例Ⅱ—康有為らによる戊戌維新(変法期)

日清戦争の敗北は、<優勢な視点>としての<一統垂裳の伝統的秩序>の変更を清に迫るものであった。日清戦争以前から、清を中心として国内秩序を漸

進的に発達させ、新しい状況に対応しようとした変法が既に提唱されていた。変法とは、従来の法や制度を、その時代の要求に応じて変化させて適用すること(変通)をいう<sup>43)</sup>。変法を主張した一人に康有為(K'ang Yu-wei)がいる。康有為は、①儒教秩序の伝統を踏襲しつつも、従来の儒学とは異なる今文運動による古典解釈を行った(後述4-1)。②対外秩序については、大同論によって、華夷秩序を相対化して、当面の間の列国並列を肯定した(後述4-2)。③国内秩序については、変法運動による近代化を推進することで主権国家を実現しようとした(後述4-3)。

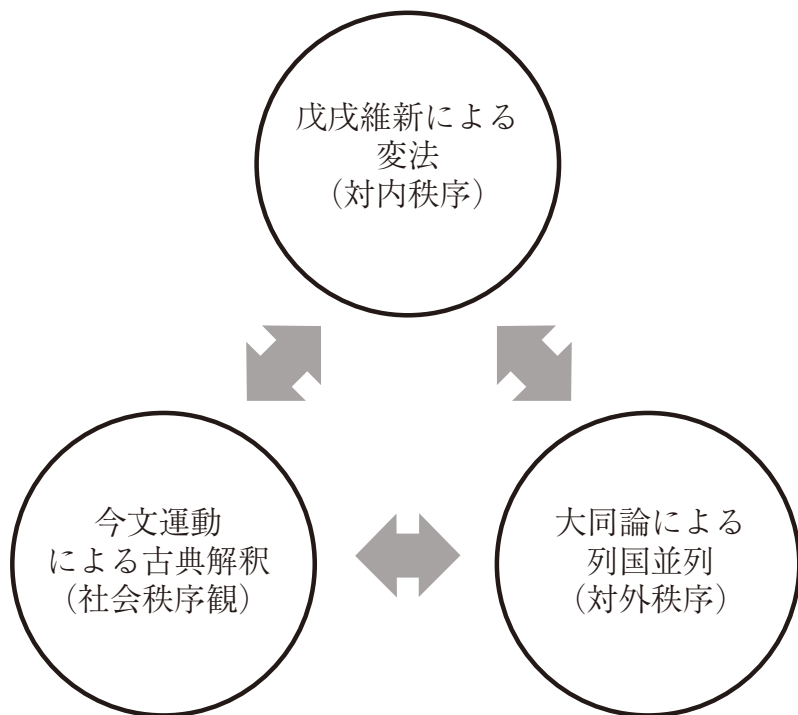


図7 康有為らによる変法運動の試み

43) 川島・『近代国家への模索』前掲注3)27頁。

#### 4-1 今文運動による古典解釈

変法運動が広範な支持を得るためには、洋務期と同様に清の国内の学問的権威によって承認されなければならなかった。変法期においても、この正統化は相変わらず儒教の古典中に見出されねばならなかった。康有為は、「今文運動」(New Text movement) に従って新しい古典観を提示することで、従来の権威を批判した。

康有為は、たとえば『新学偽経考』(1891年)において、①後漢以来の古文経書が、前漢末に朝廷の図書の整理をしていた劉歆の偽作であり、②偽造される以前の孔子の「微言大義」は今文学にこそ記されているとした。康有為は孔子の「微言大義」を、特に『春秋公羊伝』が伝えていたとして依拠した。『春秋』解釈にあたり指針としたのは、東漢の何休による注釈であった<sup>44)</sup>。

今文運動の中で康有為らが批判し攻撃したものは、宋代からの儒教である考証学が自らの正統性の根拠としてきた古文学の信憑性であった。今文運動は、經学の新解釈を通じて、公の官学としての正統性を獲得しようとする主導権争いの側面を有していた<sup>45)</sup>。

#### 4-2 「列国並列」の肯定と華夷秩序の相対化

康有為らが改革を進めるにあたっては、儒教的な<一統垂裳の伝統的秩序>に対峙しなければならなかった。

康有為は、清が日本との下関条約を締結することに反対した『上清帝第二書』(1895年)<sup>46)</sup>において、国際社会のあるべき姿は「並争之世」と「一統之世」という二種類の形態があるとした。「並争之世」とは、世界が複数の主権国家から構成されて、各国が対等で独立しており、互いに競合している状態をいう。「一統之世」とは、世界が特定の有力国の権威と実力の下にあるため、世界規

44) 入江・前掲注3)180頁。佐藤・前掲注3)117頁。竹内弘行『中国の儒教的近代化論』(研文出版、1995年)74-75頁。

45) 高田淳『中国の近代と儒教』(紀伊国屋、1970年)52-54頁。

46) 康有為『上清帝第二書』(1895年)。

模の統治が実現されている状態をいう。康有為の主張は、「一統之世」ではなく「並争之世」こそ今後の世界において普遍的な形態であることを認めるべきだというものであった。この考えは、それに先立つ『上清帝第一書』(1888年)<sup>47)</sup>においても「平和な世を治める方法と、敵国並立の乱世を治める方法はもとより異なるべき」であると示されていた。もちろん康有為は力の支配を極小化することが社会秩序の在り方として重要であると考えたため、康有為の理想は、国内・国際ともに「列国並列」ではなく、「一統垂裳」にあった。しかし、少なくとも国際平面において、当面は「列国並列」に対応するべきと考えた。康有為の「列国並列」の視点は、＜国際法における欧州中心主義＞の側面である主権国家の並存を容認することを意味した。

変法派は、春秋・戦国時代の中に「列国並列」の先例を見出した。変法派の解釈によれば、中国では秦による統一によって初めて「一統垂裳」の秩序が成立したのであり、それ以前の春秋・戦国時代の中国には、19世紀のヨーロッパに類似した「列国並列」の秩序が存在していたとした。康有為は、①中国の春秋・戦国時代について、完全な無秩序で実力だけが支配する世界だったとするのではなく、②諸国家が自立した形で存在し、個々に主権を有しており、③諸国家が相互に対等な関係で盟約を締結し遵守しあうことによって、国家を越えた秩序が現実化する可能性が存在していたとする<sup>48)</sup>。

康有為は、自らが生きた時代と春秋・戦国時代との類似性を見出すことで、自らの「列国並列」の視点を附会論的に正統化しようとした。

さらに夷狄を含めて中華以外を劣位とする中華思想の序列についても、新たな解釈を提示した。夷狄について『春秋公羊伝』は「諸夏を内として夷狄を外

---

47) 康有為『上清帝第一書』(1888年)。本文中での翻訳は、「清帝にたてまつる第一の上書」村田雄二郎責任編集・茂木敏夫編集協力『新編 原典中国近代思想史 第2巻 万国公法の時代』(岩波書店、2010年) 231-232頁によった。

48) 康有為『大同書』「乙部 去国界合大地」。佐藤・前掲注3)112頁。『大同書』の部分邦訳としては坂出祥伸『大同書 三版』(明德出版社、1996年)がある。英語訳は次のものがある。K'ANG YU-WEI & LAURENCE G THOMPSON, TA T'UNG SHU THE ONE-WORLD PHILOSOPHY OF K'ANG YU-WEI (1958, reprinted 2005)。

にす」(『春秋公羊伝』成公十五年)としていたため、夷狄軽視にもとづいた攘夷主義をとっていた。しかし、康有為やその弟子の梁啓超(Liang Qichao; Liang Ch'i-ch'ao)によって代表される変法派は理念転換を試み、中華と夷狄の関係を固定視することなく、むしろ欧米を中華とさえみなし得るとする考え方を主張した<sup>49)</sup>。

この考え方は「夷狄をも中華とみなし得る」とするため、附会論の形式をとりつつも、欧米文明の優位性を認めるものであり、従来の中華の優位性に基づく「一統垂裳の伝統的秩序」の変更を内包している。＜国際法における欧州中心主義＞の視点からすれば、主権国家の並存に加えて文明国の概念と、本概念に基づく国家序列をも許容・容認する可能性があった。

#### 4-3 「列国並列」から「変法」によって「大同」へと至る道—主権国家と勢力均衡の肯定

康有為は、対外関係において「列国並列」と華夷秩序の相対化を主張したが、対内的にも儒教の新しい解釈に基づき、変法運動を主導し、近代化に努めようとした。

康有為は、伝統的な儒教秩序と、主権国家が並存する現実秩序との整合性を理論的にとるため、国際社会の分断された現実の世界を、儒教的な理想秩序へと至る途上の過渡期であると説明した。本説明によって、伝統的な儒教秩序観、国内改革(変法)の必要性、将来の統一された国際社会への参加の重要性等の複数の要請を両立することを探求した。

康有為は、『大同書』等の著作によって以下に示す独自の理想世界を提示した<sup>50)</sup>。

康有為は、中国古典の『春秋公羊伝』に依拠しつつ、三世説(three-stage theory)を主張した「三世」とは、社会秩序が「堯の世から、小康の世(升平の世)を経て、大同の世(太平の世)に到達するとする説である。康有為は三

49) たとえば、以下の文献を参照。康有為「答南北美洲諸華商論中国只可立憲不可行革命書」(1902年)。梁啓超「論中国宜講求法律之学」『飲冰室文集類編 編上 通論、政治、時局、宗教、教育、図書』(1904年) 99-100頁。

50) 康・前掲注48)「甲部 人世界觀衆苦」及び「乙部 去国界合大地」。



世説を用いて、人類全体に対して世界規模で適用可能であり、包括的で普遍的な理論を展開した。康有為は、世界の状況が、①国際平面においては、諸国家間の武力紛争が絶えないため、依然として「捩乱の世」にとどまっているが、②国内平面においては、少なくとも西洋諸国の一部では「升平の世」の段階に既に到達している国もあるとした。

康有為は「三世進化」の最終到達点として「大同 (Ta T'ung; Datong; Great Unity; Grand Commonality)」の概念を強調した。康有為は、究極的には世界規模の秩序を構築することを構想し、当該秩序を「大同」と呼んだ。「大同」に至る最終段階においては、世界の公政府の下に世界が統一されることとなるため、諸国家は存在しなくなるとした。世界規模の「大同」が実現した段階においては、「列国並列」は解消されるため、本稿で説明してきた「一統垂裳」の秩序が世界規模で創出されることとなる。「大同」という文言の出典は、『礼記』(礼運編)にあるため<sup>51)</sup>、大同論は、附会論の色彩も有した。

このように康有為は世界規模の「大同」の実現を構想したものであったが、特に注目すべき点は、世界規模の「大同」に至るための第一段階として、主権国家の並存を肯定したことであった。

さらに「列国並列」の状態から「世界の大同」の状態に至る道程において、康有為は強国の果たす役割の重要性を強調する<sup>52)</sup>。康有為は、かつての春秋・戦国時代には強大国による主導の下で、軍備縮小などの盟約がなされ、強国のリーダーシップの下で並存する諸国家間で平和が実現される可能性も存在したとした。康有為自身が生きた清朝末期においても、勢力均衡による実力による国際秩序の維持について、世界規模の大同に至るまでの過渡期の間は許容して

---

51) 原典は次の通り。「大道之行也、天下為公、選賢與能、講信脩睦。故人不獨親其親、不獨子其子。使老有所終、壯有所用、幼有所長、矜寡孤獨廢疾者皆有所養。男有分、女有歸。貨惡其棄於地也、不必藏於己。力惡其不出於身也、不必為己。是故謀閉而不興、盜竊亂賊而不作。故外戶而不閉。是謂大同。」。当該箇所は現代語訳は、下見隆雄『礼記』(明德出版社、1973年)117-118頁を参照。

52) たとえば康・前掲注48)「甲部 人世界觀衆苦」及び「乙部 去国界合大地」を参照。佐藤・前掲注3)112、214-216頁も参照。

いたと考えられる。

以上から康有為は〈国際法における欧州中心主義〉を構成する側面（概念）である主権国家の並存と勢力均衡による実力の行使と強国の支配を肯定していた。

#### 4-4 小括

康有為に代表される変法派は、〈国際法における欧州中心主義〉の諸側面を、清の〈優勢な視点〉の中に取り込むことで実現しようとした。すなわち、①儒教秩序を踏襲しつつも、従来の儒教とは異なる今文運動による古典解釈を行った。②対外的には主権国家の並存である列国並列を肯定したうえで、華夷秩序を相対化した。③変法運動による近代的な主権国家を志向したばかりか、世界規模の大同に至る途上においては勢力均衡を根拠とした実力行使も容認した。康有為らの変法運動の試みは、伝統的な清の〈一統垂裳の伝統的秩序〉を形式的に維持しつつも、新たな〈優勢な視点〉を提供しようとする試みであった。

1898年に、康有為は光緒帝に対して変法の必要性を上書し、「日本変政考」を含む著述を上程した。光緒帝も康有為・梁啓超・譚嗣同らを召見し、彼らが新政に参加する措置をとろうとした（戊戌維新）。しかし、この改革は、西太后の「戊戌の政変」によって失敗し、光緒帝は失脚して監禁され、康有為及び梁啓超は日本に亡命し、譚嗣同は処刑された。変法運動によって示された〈優勢な視点〉は実現されることなく、同運動は大きくとん挫することとなった。

### 5 〈一統垂裳の伝統的秩序〉の限界—「瓜分の危機」と「教案問題」

戊戌政変による戊戌維新の失敗は、従来から存在した清国内外の課題を解決する手段を何ら提供しなかった。

清が19世紀末に直面した国内外の問題として、本章では、特に「瓜分の危機」（後述5-1）と教案問題（後述5-2）を扱う。これらの問題は、①駆外と封じ込めという従来の清の政策が失敗し、さらに②変法運動に代表される国内改革による主権国家の形成に清が挫折したことが示されることを意味した。

### 5-1 対外的な危機としての「瓜分の危機」

「西洋の衝撃」後の中国では、西洋を含む国際社会に対して、附会論によって、ある種の「理想」と論ずる考え方もあった。しかし、他方で、19世紀の国際秩序は、「ジャングル」としての国益が厳しく対峙し、清の存続ですら次第に危ぶまれるようになっていった。

清に対するアヘン戦争以来の列強の歴史は、実際のところ、力による強制の歴史であった。たとえば北京駐在の英国公使であったラザフォード・オルコック (Rutherford Alcock) は、「我々がいかに包み隠そうとしても、英国の清における地位が、……力 (force) によって作り出されたものであり、すなわちむき出しの、物理的な力 (naked, physical force) によって作り出された」とした<sup>53)</sup>。軍事力の観点からすれば、太平天国の乱 (1851-64年) とアロー戦争 (1856-60年) が示した西洋の軍事力の優越は、誰の目にも明らかなものであった。

清の軍事的な劣位が顕著に明らかとなったのは、日清戦争 (1894-95年) での清の敗北であった。清の劣勢が明らかになると、西洋諸国は勢力均衡を清に適用し、清を搾取の対象とするようになった。清日・下関条約 (1895年) 1条は、朝鮮が独立自主の国であることを清に認めさせたが、清は朝鮮との朝貢関係を失うこととなった。下関条約に関しては、清の保護を名目として、露・独・仏による三国干渉 (Triple intervention) がなされた。日清戦争後、西洋諸国は清での租借や租界を急増させ、鉄道敷設権や鉱山掘削権などによって勢力範囲を設定したりしたため、次第に清は西洋諸国によって分割されていった。1890年代後半の清では、あたかも瓜が切り分けられるように、列強が清の国土を分割するという意味で「瓜分 (guāfēn) の危機」にあるという見解が流布するようになり、外患への懸念も顕著に強まっていった。

---

53) Alcock to Stanley, December 23, 1868, CORRESPONDENCE RESPECTING THE REVISION OF THE TREATY OF TIEN-TSIN (1871), at 266. 本文中の翻訳は、坂野・前掲注3)294頁によったが、一部改めた。

当時の〈国際法における欧州中心主義〉は、勢力均衡概念によって、在外自国民の保護や自国権益の保全を目的とした実力行使を認めていた。そして自国権益の保護のための勢力均衡に基づく実力行使は、結果として、非西洋諸国からすれば、自国主権の侵害を意味した。〈国際法における欧州中心主義〉の側面である「勢力均衡」が、実力を用いて牙をむいたのが清に対してであった。欧州国際法は、清からしてみれば、形式的な平等性とは裏腹に、生の実力でもって清を威嚇し、清を分断・消滅させるための道具として映った。

近代西洋の実力に直面した清の自己認識は、「滅国」すなわち国家消滅 (state extinction) への危機を実感するものであった。

## 5-2 対内的な危機としての「教案問題」

19世紀末の清は、対外的な「瓜分の危機」だけではなく、対内的にも教会や宣教師を襲撃する事件である「教案」または「仇教案」と言われる反キリスト教の暴動が頻発していた。

17世紀から18世紀の、孔子崇拝や祖先崇拝をめぐる「典礼問題 (Rites controversy)」を契機として、清ではキリスト教が不徹底ながら禁止されてきた。アヘン戦争後、開港場において、礼拝所の設置を含むキリスト教の信仰が認められた。たとえば、①清米・望厦条約 (1844年) 17条、②清仏・黄埔条約 (1844年) 22条では、開港5港において、礼拝堂を設けることを認めた。③英国とは、清英・南京条約 (1842年) 1条において相手国国民の保護規定が存在したものの、清は同規定を信仰の自由を保護するものとして認めなかった。英国との間では1847年の合意によって認められ<sup>54)</sup>、清英・天津条約 (1858年) 8条において宗教的寛容 (Religious toleration) が規定された。

宣教師の布教の対象は、当初は、開港場の住民に対してのみ認められ、開港

---

54) Agreement of the Chinese Commissioner, Keying, relative to the Entrance of British Subjects into Canton; the Trade at Honan; and the Erection of Churches at the Ports of Trade (1847), *reprinted in* 1 HERTSLET'S CHINA TREATIES (3rd ed., 1908, compiled by Edward Hertslet, edited by Godfrey E.P. Hertslet, assisted by Edward Parkes), at 17-18.

場以外の内地でのキリスト教の布教は許されなかった。しかし次第に清の国民のキリスト教信仰の自由が許容されるようになり、1846年には道光帝の上奏によってカトリック(天主教)の布教が国内的に認められ、ほぼ同時期にプロテスタント(基督教)にも布教が認められるようになった<sup>55)</sup>。さらに、清仏・天津条約(1858年)13条、清露・天津条約(1858年)8条、清仏・北京条約(1860年)6条において、内地でのキリスト教の布教を認めた。清仏・北京条約(1860年)6条では、外国人による居住権や土地調達の権利は認められていなかったものの、ドゥラマル神父(Louis-Charles Delamarre)の翻訳による中国語の条約の写しには、居住権等の権利が勝手に加筆された<sup>56)</sup>。

さらに清英・天津条約(1858年)8条の「寛容条款」によって教会が獲得した特権を利用して、清の国民であるキリスト教徒(「教民」)に対しても特権が拡大していった。

このように1860年から1900年の時期に、条約による治外法権や西洋人が内地に居住する権利が認められ、様々な省に教会を中心とした共同体が次第に拡大していった。

西洋人が開港場や租界を越えて活動するようになり、特にキリスト教の布教がなされるようになると、属人主義に基づく領事裁判権は、属地主義に基づく清の権限を侵害するように機能するため、問題とされるようになった。特に、①近代国家は属地的秩序が前提であり、領事裁判権は国内統治権の重大な制限となること、②条約では相互性が必ずしも担保されていないこと、③領事裁判権は非西洋諸国の国内統治能力や国家性の欠如、国内法制度への不信を前提とすることから、非西洋諸国の国家としての劣勢を前提としており、国家平等に反すること、④実際に西洋人に有利な判決が領事裁判によって出されたこと、⑤領事裁判権は、在外自国民保護と結びついており、現地当局によって現地の秩序が担保されない場合は、外国の軍隊による実力が投入される可能性がある

---

55) 川島・『近代国家への模索』前掲注3)42頁。

56) MORSE, 2 THE INTERNATIONAL RELATIONS OF THE CHINESE EMPIRE (1918), at 222-223. WALSHE, *supra* note 40, at 265-267. ウォルシュ・前掲注40)287-289頁。

こと、⑥領事裁判権は、西洋人に雇用された清の国民、外国艦船の清の国民乗組員、さらには租界内に居住する清の国民にも一定の条件下で拡大して適用されたため、中国官憲が犯罪者を逮捕するためには領事を通ずる必要が生ずる場合もあったこと、などの問題が指摘できる。

西洋人の清国内への進出は、清の人民とのトラブルを拡大していき、教案と呼ばれる教会襲撃や宣教師の殺害を含む排外運動が拡大した（有名なものとしては、1870年の天津教案。）。

三石は、天津条約等において内地布教権が認められ、宣教師・教会が中国国内において治外法権等の特権を有するようになったため、「宣教師とキリスト教徒に改宗した清の民」と「清の一般住民と地方官」との間に対立が生まれ、反キリスト教運動である教案事件を発生させ、義和団事件へと至ったとした<sup>57)</sup>。

### 5-3 小括—中体西用と附会論への批判から「実力」への傾倒

清の「瓜分の危機」と「教案問題」は、外国勢力に対する属地的及び属人的な駆外と封じ込めという従来の方針が失敗したことを意味している。

清の失敗は、徳に従った＜一統垂裳の伝統的秩序＞に固執し維持しようとしたことにより、＜国際法における欧州中心主義＞の暴力に対処できず、清の衰退を招いたようにみえた。清は、19世紀が終わり20世紀になろうとするまで＜国際法における欧州中心主義＞という異なる＜優勢な視点＞を受け止め対処することができなかった。ついには日清戦争を契機として、中華の優位性ですら疑問視されるようになった。国際社会が勢力均衡の状態にあることが理解されるようになり、武力などの「実力」の価値が見直された。

実力を重視する勢力均衡の状況において、「徳治」や「礼」を強調する儒教的な秩序観は魅力を失っていった。進化論の流入の影響もあり、清の状況は世界的な生存競争の文脈の中に位置づけて理解された。進化論はもはや附会論による儒教的正当化を必要としなかった<sup>58)</sup>。

57) 三石・前掲注40)14-15頁。

58) たとえば嚴復(Yan Fu)は『天演論』(1898年)によって清に進化論を紹介したが、同時に附会論も批判した。嚴復『天演論』(1898年)(自序)。

清を蝕む欧米諸国が用いた国際公法の限界や欺瞞性も指摘され、国際公法に対する不信もあわせて提示されることもあった<sup>59)</sup>。このような認識の下、清が滅亡を免れるように、自らの「実力」に依拠することが求められるようになった。

伝統的な儒教秩序にも国際公法にも不信感をもった清は、国内の「暴力」に依拠することより「排外」を期待することとなった。次章では、清政府自身が暴力に傾倒した例として、義和団事件を説明する。

## 6 義和団事件—＜国際法における欧州中心主義＞の受容の契機

康有為の失脚によって、国内改革の可能性は閉ざされたが、国内での西洋人との衝突は増加していった。外国人と外国からの圧力を排除しようとする動きは大きくなっていった。排外主義が最も顕著に現れたのが1900年の義和団事件であった。

義和団事件は、外国の排除を主張する義和団の暴力に、清が同調したとも見えるため、＜国際法における欧州中心主義＞からすれば、清が主権国家としての統治の正統性を放棄したとみなされた。

### 6-1 義和団事件の経緯

義和団事件（北清事変）（Boxer Uprising; Boxer rebellion）では、「扶清滅洋」をスローガンとして義和団による大規模な排外運動が1900年に起こり、北京と天津が占拠され、列国の公使館が包囲された。義和団の主張は、暴力によって外国の排除を実現しようとする排外主義であった。

1900年6月10日に8か国（英・露・仏・独・米・奥・伊・日）は、義和団の

---

59) たとえば鄭観応（Zheng Guanying）は、国家間で国力に不均衡な状態が存在するのであれば、不平等な関係が（仮に万国公法と矛盾するとしても）強制される傾向があるとした。万国公法は「勢力均衡」の条件が満たされた場合に限り有効に機能するとした。鄭観応『盛世危言 増訂新編』（1895年）巻一「通論」「公法」。佐藤・前掲注3）50頁も参照。

暴力から清に滞在している自国民を保護するために、連合軍を編成して現地に派遣した。本派遣は6月8日の外交団会議の決議に従ったものであった。6月11日には日本公使館の書記官である杉山彬が殺傷され、続いて6月20日にはドイツ公使であるクレメンス・フォン・ケーテラー (Clemens von Ketteler) が殺害された。清は、当初は義和団を取り締まったものの、6月21日に宣戦の上諭を宣布し、列国に対して宣戦を布告した。同上諭は、清の開戦理由について、①清の側が西洋諸国に対して礼を失しておらず、また、西洋諸国が自らを教化がある文明国であると自認しているにもかかわらず、②西洋諸国は自らの軍事力に依拠して、清の国家・土地・人民・財産に対して実力による蹂躪と侵略を行っていることを指摘している。

西洋諸国からすれば、清の正統政府が、義和団の示した無法と暴力を支持した形にみえた。スタイガー (Steiger) は清朝政府が「国際公法とともに伝統的な儒教のモラルをまで侵犯することとなった」と評した<sup>60)</sup>。

しかし1900年8月14日に8か国連合軍は北京を陥落させた。

## 6-2 西洋の文明からみた義和団事件の評価

義和団事件は、清の軍事的劣勢や国内秩序の実効性の欠如を示しただけではなかった。義和団事件に対処した西洋諸国が強調したのは、清の非文明性であった。

この点、北京占領後の12月22日に列国公使が調印し、同月24日に清の全権に対して提出された「連名公書 (collective note)」(1900年)では「本年5月、6月、7月及8月の間に於いて、容易ならざる紛乱清国北部の諸省に發生し、人類の歴史に前例なき罪惡、國際の法に反し人道に反し且文明に反する罪惡、特に憎むべき事情の下に侵されたり。」とされた。oppenheim (Oppenheim) は義和団事件における列強の共同行動について、清による「國際法の基本的規則の違反を正すこと (vindicating) が目的であった」としている<sup>61)</sup>。またGong (Gong) は、列強による干渉は、「文明化された」社会を一般に推進するこ

60) STEIGER, *supra* note 41, at 234. スタイガー・前掲注41)206頁。

61) OPPENHEIM, 1 INTERNATIONAL LAW: A TREATISE (1905), at 73.



とを目的として、「文明諸国 (Civilized Powers)」によってなされたとした<sup>62)</sup>。なお西洋諸国でもなくキリスト教国でもない日本も「文明化」されたとして本行動に参加した。

西洋諸国からすれば、義和団事件における外交使節団やキリスト教徒への包囲・殺害・攻撃は、清の非文明性または劣勢の証拠であり、清の伝統的秩序の根底にあった儒教秩序の劣位の証拠でもあった。本稿の分析枠組みである〈国際法における欧州中心主義〉に照らせば、①清は主権国家としての必要条件である統治の実効性に欠けるため主権国家としては不十分・不完全な存在であり、②国際法を文明国として遵守する能力に欠けるため文明国の基準を充たしておらず、③他国は勢力均衡に基づき、清を領土取得の対象とするか、清の国内へ介入することが許されるということになる。義和団事件の発生は、清の国内秩序が、実効的に統治されていないことの証拠となり、国家性が欠落していると認識された。義和団事件は、清の国家性の欠如に対して、現地の秩序を補完するために勢力均衡の原理によって列強の介入がなされた事例と考えてよからう。

### 6-3 北京議定書

義和団事件への対応のために軍隊を派遣した8か国に、ベルギー・オランダ・スペインの3か国を加えた11か国は、1901年9月7日に清との間で北京議定書(1901年)(辛丑条約ともいう)を締結した。

同議定書は、〈国際法における欧州中心主義〉を清に強制するものであり、同時に儒教的な〈一統垂裳の伝統的秩序〉による国家の維持を否定するものであった。具体的には、①治外法権等の拡大(後述6-3-1)、②儒教秩序の否定(後述6-3-2)、③外務部の設置(後述6-3-3)である。

#### 6-3-1 治外法権等の拡大

列強からすれば、義和団事件での清の対応は、清の統治能力の欠如を示すものであり、同国を外国による統治の状態に置くことの継続を肯定するように機

---

62) GONG, *supra* note 3, at 5.

能した。

義和団事件の結果、清国内の拠点への外国の警察や軍隊の駐留が認められた。たとえば①各国公使館が所在する区域は公使館だけが専ら使用できるものとされた。同区域を、各国公使館の警察権下に置くとした。また、同区域内での清国人の居住は許されず、清は公使館を防御の状態におく権利を認めた（北京議定書（1901年）7条）。②大沽砲台を撤去し、海岸部から北京に至るまでの自由交通を阻害する全砲台を撤去するとした（同8条）。③海岸部から北京に至るまでの各国の自由交通を阻害しないことを確保するために、各国が各地の拠点を占領する権利を清は認めた。各国が占領する地点は、黄村、郎房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、盧台、唐山、灤州、昌黎、秦皇島及び山海関とした（同9条）。

### 6-3-2 儒教秩序の否定

義和団事件が伝統的な清の社会秩序の非文明性に起因すると西洋諸国が考えたため、清国内部の儒教による統治にも介入がなされ、外国人殺害のあった市府については科挙の試験を停止するとされた（同10条丙）。

### 6-3-3 外務部の設置

清には対外的に外交を行うために総理衙門があったが、北京議定書（1901年）12条では、総理衙門が外務部（Waiwu Bu）に改組することとし、他の組織よりも上位に位置付けられることが規定された。さらに外交使節が清の皇帝と謁見する方法についても従来の方法が修正された。

## 6-4 小括

義和団事件は、外国勢力の実力行使に直面した清が、＜一統垂裳の伝統的秩序＞において否定されてきたはずの暴力を利用して、駆外を実現しようとした最後の試みであった。

＜国際法における欧州中心主義＞の視点から義和団事件を評価すれば、義和団事件は清の国家統治の欠如と非文明性を示していた。

## 7 光緒新政—＜一統垂裳の伝統的秩序＞の否定

義和団事件において北京が8か国連合軍によって占領されたことは、従来から改革に反対であった清の保守勢力に対して、清が改革を受け入れるしかなく、改革が不可避であることを認識させた。戊戌変法と同様の「変法の上諭」(1902年)が下され実行された。中国初の憲法となる『欽定憲法大綱』(1906年)が頒布された。

義和団事件は、清内のエリートに対して、清が＜優勢な視点＞としての＜国際法における欧州中心主義＞を受け入れざるを得ないことを突き付けたといえる。

そのため清は＜国際法における欧州中心主義＞の諸側面の実現を志向することとなる。すなわち、①科挙の廃止を含めて、儒教秩序の優位性を自ら否定・放棄し(後述7-1)、②光緒新政によって、西洋的な主権国家概念を受容し国内法改革を推進し、治外法権の廃止を含む国際社会での地位の向上を目指すこととなった(後述7-2)。

### 7-1 科挙の廃止を含む儒教秩序の優位性の否定

義和団事件は、清の国家としての統治能力が不十分であっただけでなく、儒教秩序の基盤をも否定した。清は儒教秩序の優位性を堅持することはもはや許されなかった。

伝統的な儒教秩序の概念に代替する新しい概念として提示されたのが、本稿で＜国際法における欧州中心主義＞と呼称してきた視点であり、具体的には主権国家や文明国や国際法の概念であった。たとえばマーティンが翻訳したホルの教科書の中国語版である『公法新編』(1903年)の前書において李鴻章(Li Hongzhang)は中国語と英語で次のように記している<sup>63)</sup>。

「国際法は、地球のすべての国家に属する。国家が国際法を遵守すれば、

---

63) 霍珥(William Edward Hall)(丁韪良(Willam Alexander Parsons Martin)訳)『公法新編』(GONGFA XINBIAN)(廣學會、1903年)。See SVARVERUD, *supra* note 3, at 136.

平穩に暮らすことができる。国家が国際法をおろそかにすれば、間違いなく問題をかかえる。一年前に、義和団の匪賊による事件 (Boxer bandits) が発生し、使臣 (ドイツ人) を殺害し、公使館 (Legations) を包囲した (laid siege to)。この前例がない事件は、歴史の教訓を知らずに、ましてや国際法を知っていることを期待できない偏狭な心を持った一団のためであった。……連合軍が首都に入城すると、好き勝手にし、人々を敵として扱い、躊躇なく焼き殺害した。最初に我々が国際法を遵守しなかったので、連合軍は一種の報復 (retribution) として、我々に対処するにあたり、国際法 (の適用) を除外したのであった。しかし、北方が騒乱状態にあった (in commotion) ときに、東南は落ち着いていた。このような危機において影響されていないのは、我々が国際法を遵守し、外国人も国際法を遵守したためである。」(『公法新編』(廣學會、1903年))

清は西洋に負けた古い中国の象徴として儒教を認識するようになった。儒教はアジアの伝統が持っている「古臭さ」や「弱さ」をシンボリックに示すものであり、儒教は改められるべき存在として、攻撃の対象となった。儒教秩序の優位性の否定のシンボリックな改革として、1905年に科挙制度が廃止された。伝統的儒教秩序否定の流れは、1910年以降の新文化運動に引き継がれることとなった。

他方で、文明国概念は中国国内の秩序への批判的概念として機能した。すなわち、「文明」観念は、伝統的な儒教秩序を近代国家に変容させる「実力」「実効性」さらには「革命」の必要性を肯定し、進歩を図るための基準として機能した。

## 7-2 光緒新政による主権国家概念の受容と治外法権撤廃への希求

清が主権国家として自らを改革していくことを明言した文書として、清英・続議通商行船条約 (マッケイ条約) (1902年) (Mackay Treaty) 12条がある。同条は以下の通り規定した。

「清国政府ハ其ノ司法制度ヲ改正シテ西洋各国ノ制度ニ適合セシムルコトヲ熱望スルヲ以テ、英国ハ右改正ニ對シ一切ノ援助ヲ與フヘキコトヲ約シ、且、清国法律ノ状態其ノ施行ノ設備及其ノ他ノ要件 (the state of the Chinese laws, the arrangement for their administration, and other considerations) ニ

シテ英国カ満足ヲ表スルトキハ、其ノ治外法権ヲ撤去スルニ躊躇セサルヘシ。」  
 （傍点による強調は本著者）

同種の規定は、清米・続議通商行船条約（1903年）15条や清日・追加通商航海条約（1903年）11条にも定められた。当該規定は、①清が主権国家の形成のために西洋的な国内法秩序を整備することを熱望しており、②外国が中国の国内法秩序の改善状況を評価し、外国にとって満足できる改善がなされるまで治外法権（領事裁判権を含む）を撤廃しないことを明定している。本規定は清が主権国家の基準に照らして自らの国内法秩序の未熟さを認め、主権国家たるよう努力すると決意したことを対外的に表明している。

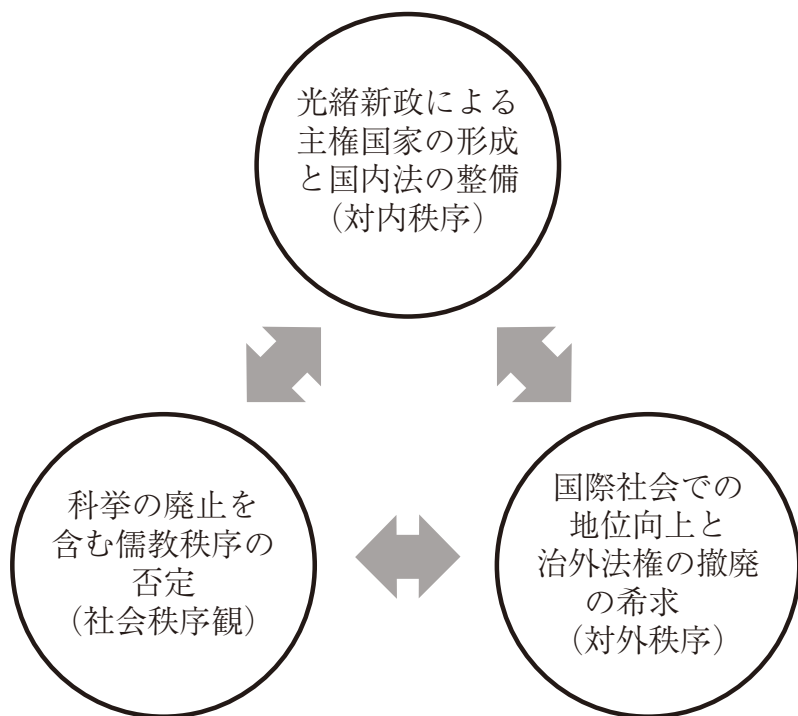


図 8 光緒新政（義和団事件後の変容）

光緒新政は、清が〈優勢な視点〉としての〈一統垂裳の伝統的秩序〉を拒否して、〈国際法における欧州中心主義〉を受け入れるための具体的な第一歩となるはずであった。

しかし清自らによる近代国家建設のための改革の成果を待つことなく、1911年の辛亥革命の後、1912年に清朝の宣統帝が退位し、中華民国が発足した。新政権は中国全土を実効的に支配することができず、1913年に多くの国は新政権を国家承認することをせず政府承認を行った。1913年10月10日付の袁世凱による大総統宣言においては、不平等条約を含めて清が締結した条約を承継することを宣言した<sup>64)</sup>。その結果、新政府も、引き続き不平等条約の改定が課題となり、国際社会への対等な文明国としての参加は困難であった。

領事裁判権の全般的撤回は、太平洋戦争が勃発した後の1943年になってからであった。すなわち、①汪精衛(Wang Jingwei)政権と日本との間で治外法権を撤廃する「租界還付及治外法権撤廃等ニ関スル日本国中華民国間協定」が締結されたのは1943年1月9日であり、②その2日後の1月11日に、蒋介石政権とアメリカ及び英国との間で治外法権の撤廃に関する規定を含む条約<sup>65)</sup>が締結された。

さらに欧米や日本による中国侵略と中国内戦に終止符が打たれて、主権国家として、中国のほぼ全域を実効的に統治する政府が出現するのは、戦後の1949年の中華人民共和国の成立を待たねばならなかった。

---

64) “Declaration of Policy by the President of China, October 10, 1913”, *reprinted in* COMMISSION ON EXTRATERRITORIALITY, *supra* note 36, Appendix II. 川島・『中国近代外交の形成』前掲注3)239頁。

65) Treaty Between His Majesty in Respect of the United Kingdom and India and His Excellency the President of the National Government of the Republic of China for the Relinquishment of Extra-Territorial Rights in China and the Regulation of Related Matters (1943).

## おわりに—まとめと今後の課題

本稿では〈優勢な視点〉という分析枠組みを用いて、19世紀の清における異なる文明の出会いを分析した。特に、①「西洋の衝撃」以前の清には、〈優勢な視点〉として、伝統的な儒教秩序である〈一統垂裳の伝統的秩序〉が存在したが(第1章)、②「西洋の衝撃」によって、清は19世紀の〈国際法における欧州中心主義〉を提示された(第2章)。清は新しい視点をそのまま受容することはせず、従来のも〈一統垂裳の伝統的秩序〉を維持しつつ、西洋の知識や技術を利用するために、たとえば「中体西用」や変法が試みられた(第3章及び第4章)。③しかし日清戦争、「瓜分の危機」、「教案問題」への対応は、清が西洋的な主権国家・文明国としての基準を充たしておらず、国際社会において劣位に置かれることの根拠となり(第5章)、④義和団事件においては、〈国際法における欧州中心主義〉の観点から、清が主権国家として必要であるとされる統治能力が欠如しているとみなされ、国際法を遵守できる文明国として認められず、勢力均衡によって他国から干渉され、清の領土主権は一層制限されるようになった(第6章)。⑤義和団事件以降、科挙に代表される伝統的な儒教秩序の優位性も否定された。清は〈優勢な視点〉としての〈一統垂裳の伝統的秩序〉を否定し、〈国際法における欧州中心主義〉を受け入れるが、辛亥革命を経て清が終焉してしまった(第7章)。

本稿で明らかになった点と明らかにならなかった点を指摘し、今後の課題として、まとめに代えたい。

- (1) 本稿では、複数の〈優勢な視点〉の衝突の例として、19世紀の清を取り上げた。本稿で述べてきたように、清が有していた〈優勢な視点〉である〈一統垂裳の伝統的秩序〉が〈国際法における欧州中心主義〉に置き換わったことは、義和団事件後の清の対処に示されていた。同事件を契機として〈優勢な視点〉が変更されるまでに、アヘン戦争から実に60年もの歳月を要した。情報の伝達が速い21世紀とは事情が異なるとしても、特に清のように広大な領土と多数の人民を有する場合、一度成立した〈優勢な視点〉は、社会の構

造や社会化過程に組み込まれるため、その変更には膨大な時間やエネルギーを要することがわかる。

- (2) 複数の〈優勢な視点〉が対峙する場合、いずれの視点が優越し普遍化ないし世界化するかを決定する不可欠の要素は必ずしも明瞭ではない。今回の分析対象である19世紀の清に限れば、西洋諸国が有した「実力」や「文明」や「技術」が重要な役割を果たした。しかしこれらは〈国際法における欧州中心主義〉の側面である主権国家（の実効性）・文明国・勢力均衡そのものであるため、実力を重視する西洋諸国の視点（尺度）が、実力によって強要されたことを示している。複数の〈優勢な視点〉が衝突する場合、「実力」が優越している側の〈優勢な視点〉が有利であるのは推察できるが、〈優勢な視点〉が変更され受容される原因について、他の衝突の事例との比較検討が必要であろう。
- (3) 19世紀の末から、世界の〈優勢な視点〉は、普遍的な国際組織である国際連盟を実現する一方で、実力を一層重視する帝国主義を許容するものへと大きく変容していった。さらには後の植民地独立につながる民族自決が主張されるようになった。清朝が滅んだ後、世界の〈優勢な視点〉がどのように変化していったのかの分析も今後の課題となる。
- (4) 本稿で示した〈優勢な視点〉は、社会で共有されることで、〈優勢な視点〉によって認識された通りに社会を繰り返し現実形成するものである。同視点の担い手は時代とともに変遷すると考えられ、中央政府のエリートに常に限定されるわけではない。特に中国社会においては地方当局や大衆が中央政府とは異なる独自の役割と機能を果たしてきたため、これらが〈優勢な視点〉の形成・維持・変更にどのように影響を与えるのかの分析も必要である。
- (5) 最後に、ある社会において、新しい〈優勢な視点〉が共有され確立されたとしても、①従来から存在していた〈優勢な視点〉が全く消失してしまったのか、または、②現在は潜伏しているだけで将来復活する可能性があるのか、本問題についても検討が必要である。

本稿で記述を試みた複数の視点の文明間での衝突の分析とその課題について、今後、一層理解を深めてゆきたい。



\*本稿は、大沼保昭先生（東京大学名誉教授）が主催されている世界遺産研究会において、2018年6月1日に著者が行った報告の原稿を下に大幅に加筆修正したものである。